

みらいエコ住宅 2026 事業（ミー住宅 2026）の内容について (令和7年12月17日時点)

目次

I. 補助対象事業	2
II. 対象住宅の要件	4
III. 補助額等	9
IV. 申請方法等	12
V. 提出書類	21
VI. 問い合わせ先	25
VII. 今後の予定	25
別紙1 :他の補助金との併用について	26
別紙2 :対象工事内容等に応じた性能を証明する書類等	27
別紙3 :子育て配慮措置の証明書(賃貸住宅【子育てタイプ】のみ)	28
別紙4 :第三者機関による証明書等(新築)	29
別紙5 :補助対象となるリフォーム(必須工事)の組合せ	30
別紙5-1 :開口部の断熱改修の基準	32
別紙5-2 :断熱材の区分	33
別紙5-3 :断熱材の一定の使用量	34
別紙5-4 :エコ住宅設備の基準	35
別紙5-5 :子育て対応改修対象工事内容	36
別紙5-6 :防災性向上改修	38
別紙5-7 :バリアフリー改修対象工事内容	39
別紙5-8 :空気清浄機能・換気機能付きエアコンの基準	40
別紙6 :建築物省エネ法に基づく地域区分	41
別紙7 :GXへの協力表明書	47
別紙8 :担い手確保に向けた取組みの実施表明書	48
別紙9 :基礎工事完了確認書	49
別紙10 :賃貸住宅における子育て世帯等に配慮した技術基準	50

※ 本資料は令和7年12月17日時点のものです。今後、事業事務局との協議に応じて、補助事業者・共同事業者向けの制度に関する詳細な内容を決定したり、合理的な見直しを図ったりする場合があることに留意してください。

なお、修正があった場合は、国土交通省及び環境省のホームページにおいて公表します。

※ 令和6年度補正予算において創設した「子育てグリーン住宅支援事業」からの主な変更点については、**黄色いマーカーでハイライト表記**としています。

I. 補助対象事業

本事業の申請は、「注文住宅の新築工事」、「新築分譲住宅の販売」若しくは「賃貸住宅の新築工事」又は「既存住宅のリフォーム工事」を行う事業者が行います。工事発注者や住宅購入者となる一般消費者は申請者にはなれません。(P12 参照)

本事業は、

- すべての世帯を対象とした、「GX 志向型住宅」についての「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」又は「賃貸住宅の新築」
- 「子育て世帯^{*1}又は若者夫婦世帯^{*2}が取得又は入居する長期優良住宅又は ZEH 水準住宅」についての「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」又は「賃貸住宅の新築」
- 平成 4 年基準又は平成 11 年基準を満たさない住宅を対象とした、省エネリフォーム等を対象とします。

※1 子育て世帯とは、申請時点において、子を有する世帯とする。子とは令和 7 年 4 月 1 日時点で 18 歳未満(すなわち、平成 19(2007) 年 4 月 2 日以降出生)とする。ただし、令和 8 年 3 月末までに工事着手する場合においては、令和 6 年 4 月 1 日時点で 18 歳未満(すなわち、平成 18(2006) 年 4 月 2 日以降出生)の子とする。

※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦である世帯とする。若者夫婦とは令和 7 年 4 月 1 日時点でいずれかが 39 歳以下(すなわち、昭和 60(1985) 年 4 月 2 日以降出生)とする。ただし、令和 8 年 3 月末までに工事着手する場合においては、令和 6 年 4 月 1 日時点でいずれかが 39 歳以下(すなわち、昭和 59(1984) 年 4 月 2 日以降出生)の世帯とする。

1. 補助対象事業のタイプ

以下(1)～(7)のいずれかに該当する補助事業を対象とします。

事業タイプ	住宅の種類	入居者の種類	事業の種類
(1) 注文住宅の新築 【GX タイプ】	GX 志向型住宅	すべての世帯	自ら居住することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{*2})する住宅の建築。
(2) 新築分譲住宅の購入 【GX タイプ】			自ら居住することを目的に購入(売買契約 ^{*3})する新築住宅 ^{*4} の購入。
(3) 賃貸住宅の新築 【GX タイプ】			賃貸の用に供することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{*2})する住宅の建築。
(4) 注文住宅の新築 【子育てタイプ】	長期優良住宅又は ZEH 水準住宅	子育て世帯又は若者夫婦世帯	自ら居住することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{*2})する住宅の建築。
(5) 新築分譲住宅の購入 【子育てタイプ】			自ら居住することを目的に購入(売買契約 ^{*3})する新築住宅 ^{*4} の購入。
(6) 賃貸住宅の新築 【子育てタイプ】			賃貸の用に供することを目的に新たに発注(工事請負契約 ^{*2})する住宅の建築。
(7) 既存住宅のリフォーム	平成 4 年基準 ^{*1} を満たさない住宅 平成 11 年基準 ^{*1} を満たさない住宅	すべての世帯	住宅取得者等 ^{*5} が工事施工業者に工事を発注(工事請負契約 ^{*2})して実施するリフォーム工事。 住宅取得者等 ^{*5} が工事施工業者に工事を発注(工事請負契約 ^{*2})して実施するリフォーム工事。

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）で定められた住宅の省エネルギー基準において、それぞれ平成 4（1992）年・平成 11（1999）年に制定された基準。一般的に「平成 4 年基準」を「新省エネルギー基準」と、「平成 11 年基準」を「次世代省エネルギー基準」と呼ぶ。

※2 工事請負契約が結ばれない工事は対象外。

※3 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限る。

※4 売買契約締結時点において、完成（建築基準法に規定する検査済証の発出日）から 1 年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの。以下同じ。

※5 住宅取得者等とは、リフォーム住宅の所有者（法人を含む）、買取再販事業者、居住者又は管理組合・管理組合法人。

2. 補助対象期間

（1）注文住宅の新築【GX タイプ】

令和 7 年 11 月 28 日（令和 7 年度補正予算案の閣議決定日）以降に、新築の基礎工事に着手^{※6}したものを対象とします。なお、交付申請の時期については、IV. 4 「交付申請時期」（p16）の内容も、あわせてご確認ください。

※6 工事請負契約締結後に行われる工事であること

（2）新築分譲住宅の購入【GX タイプ】

（1）の要件に該当する住宅を対象とします。

（3）賃貸住宅の新築【GX タイプ】

（1）の要件に該当する住宅を対象とします。

（4）注文住宅の新築【子育てタイプ】

（1）の要件に該当する住宅を対象とします。

（5）新築分譲住宅の購入【子育てタイプ】

（1）の要件に該当する住宅を対象とします。

（6）賃貸住宅の新築【子育てタイプ】

（1）の要件に該当する住宅を対象とします。

（7）リフォーム

令和 7 年 11 月 28 日（令和 7 年度補正予算案の閣議決定日）から交付申請を行う日までの間に、リフォーム工事に着手^{※6}したものを対象とします。なお、交付申請の時期については、IV. 4 「交付申請時期」（p16）の内容も、あわせてご確認ください。

II. 対象住宅の要件

- ※ 「I. 補助対象事業」に該当するもののうち、対象住宅のタイプに応じて次の(1)～(7)に掲げる要件のいずれかを満たすものが補助金交付の対象となります。
- ※ 次の(1)～(7)に掲げる要件のうち、複数の要件を満たす場合であっても、同一の住宅について複数回の申請をすることはできません。ただし、同一の住宅について(7)に掲げる要件を満たすリフォームを複数回行う場合、(7)のタイプ内に限り複数回の申請を行うことが可能です。
- ※ 同一方が、自ら居住する住宅であることを要件としている申請を複数回行うことはできません。また、(4)又は(5)に掲げる新築・購入の要件について、同一の方を子育て世帯又は若者夫婦世帯の一員とした申請を複数回行うこともできません。
- ※ 原則として、本事業と補助対象が重複する他の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的な例は別紙1のとおりです。

(1) 注文住宅の新築【GX タイプ】

以下の①～③の全てに該当する住宅を対象とします。

なお、申請する際には、①に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙4参照）が必要となります。

① GX 志向型住宅

以下の(イ)、(ロ)及び(ハ)に該当する住宅であること。

(イ) 外皮性能について、断熱等性能等級6以上であること

(ロ) 一次エネルギー消費量の削減率が、住宅の形態・規模に応じて、下表のとおりであること。

(戸建住宅の場合)

	右記以外の地域	寒冷地又は低日射地域	都市部狭小地等又は多雪地域
再生可能エネルギーを見込まない場合	35%以上		
再生可能エネルギーを見込む場合	100%以上	75%以上	(要件なし)

(共同住宅の場合)

	3階建以下	4階建・5階建	6階建以上
再生可能エネルギーを見込まない場合	35%以上		
再生可能エネルギーを見込む場合	75%以上	50%以上	(要件なし)

(ハ) 高度エネルギー管理（HEMS等により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能な手法）を導入すること。導入設備の要件は下表の通りである。

対象設備	要件
HEMS	ECHONET Lite AIF仕様に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品

② 住戸の床面積が 50 m²以上 240 m²以下のもの

③ 下表に掲げる対象区域に立地するものでないこと。ただし、住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合は、この限りではない。

対象区域		区域の根拠規定
1	「土砂災害特別警戒区域」	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項
2	「急傾斜地崩壊危険区域」	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項
3	「地すべり防止区域」	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項
4	「市街化調整区域」	「土砂災害警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項
5	「洪水浸水想定区域※」 「高潮浸水想定区域※」	「洪水浸水想定区域※」 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項
6		「高潮浸水想定区域※」 水防法第 14 条の 3 第 1 項
7		「土砂災害警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項
8	かつ「災害危険区域」	「洪水浸水想定区域※」 水防法第 14 条第 1 項
9		「高潮浸水想定区域※」 水防法第 14 条の 3 第 1 項

※ 浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。

④ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅でないこと。

(2) 新築分譲住宅の購入【GX タイプ】

(1) ①～④の全てに該当する住宅を対象とします。

なお、申請する際には、(1) ①に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙 4 参照）が必要となります。

(3) 賃貸住宅の新築【GX タイプ】

(1) ①～④の全てに該当する住宅を対象とします。

なお、申請する際には、(1) ①に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙 4 参照）が必要となります。

(4) 注文住宅の新築【子育てタイプ】

以下の「①及び③」又は「②及び③」に該当する住宅を対象とします。

なお、申請する際には、以下の①又は②のいずれかに該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙 4 参照）が必要となります。

① 長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 10 条第二号イに規定される長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市区町村等）にて認定を受けたもの

② ZEH 水準住宅

以下の(イ)及び(ロ)に該当する住宅であること。

- (イ) 外皮性能について、断熱等性能等級5以上であること
- (ロ) 一次エネルギー消費量の削減率が、20%以上であること。

③ その他の基準

- (1)(2)、(3)及び(4)に該当する住宅であること。

(5) 新築分譲住宅の購入【子育てタイプ】

「(4)①及び③」又は「(4)②及び③」に該当する住宅を対象とします。

なお、申請する際には、(4)①又は②のいずれかに該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙4参照）が必要となります。

(6) 賃貸住宅の新築【子育てタイプ】

申請を予定している住宅を含む共同住宅の住棟について、以下の「①、③及び④」又は「②、③及び④」に該当する住宅の全戸数の1/2（小数点以下は四捨五入）の戸数を対象とします。

なお、申請する際には、以下の①又は②のいずれかに該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等（別紙4参照）と、以下の③に該当することに関する証明書等（別紙3参照）が、それぞれ必要となります。

① 長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第二号イに規定される長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市区町村等）にて認定を受けたもの

② ZEH水準住宅

以下の(イ)及び(ロ)に該当する住宅であること。

- (イ) 外皮性能について、断熱等性能等級5以上であること
- (ロ) 一次エネルギー消費量の削減率が、20%以上であること。

③ 子育て配慮措置

子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、以下の(イ)から(ニ)までに掲げる観点に基づく措置として、別紙10に掲げる仕様に適合する住宅であること。

- (イ) 住居内での事故の防止
- (ロ) 子どもの様子の見守り
- (ハ) 不審者の侵入防止
- (ニ) 災害への備え

④ その他の基準

- (1)(2)、(3)及び(4)に該当する住宅であること。

(7) リフォーム

次の①から⑦までに掲げる項目に該当するリフォーム工事^{※1}等を対象とします。ただし、対象住宅（平成4年基準を満たさない住宅又は平成11年基準を満たさない住宅）について一定以上の省エネ性能を確保するリフォーム工事として、次の①から③までの項目に含まれる改修工事の組合せであって、別紙5に掲げる組合せによるリフォーム工事を実施することが必要であるほか、1申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等（別紙2）が必要になります。

※1 人の居住の用に供することを目的とすることが確認できない建物、居室、区画等に行う工事を除きます。

※2 「住宅省エネ2026キャンペーン」の他の構成事業で補助を受けている場合、環境省が実施する「先進的窓リノベ2026事業」は必須工事①、経済産業省が実施する「給湯省エネ2026事業」および「賃貸集合給湯省エネ2026事業」は必須工事③(ニ)として扱います。

① 開口部の断熱改修^{※3}

次の(イ)から(ニ)に掲げる断熱改修を対象とします。対象となる開口部の性能については、別紙5-1をご確認ください。

- (イ) ガラス交換（既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。）^{※4}
- (ロ) 内窓設置（既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する既存外窓（ドア）の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。）
- (ハ) 外窓交換（既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。）
- (ニ) ドア交換（既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。）

※3 開口部の断熱改修には、「④(ロ) 防犯性の向上に資する開口部の改修」、「④(ハ) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修」又は「⑤防災性向上改修」に重複して該当する工事を含みます。

※4 ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外となります。

② 軀体の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象とします。対象となる断熱材の区分および使用量については、別紙5-2及び別紙5-3をご確認ください。

③ エコ住宅設備の設置

次の(イ)から(チ)までに掲げる住宅設備のいずれかを設置する工事（別紙5-4の基準を満たすものに限る）を対象とします。

- (イ) 太陽熱利用システム
- (ロ) 節水型トイレ
- (ハ) 高断熱浴槽
- (ニ) 高効率給湯器
- (ホ) 節湯水栓
- (ヘ) 蓄電池
- (ト) エアコン
- (チ) 換気設備

④ 子育て対応改修

次の(イ)から(ニ)までに掲げる項目に該当するリフォーム工事を対象とします。

- (イ) 家事負担の軽減に資する設備（ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機又は宅配ボックス）を設置する工事（別紙5-5の基準を満たすものに限る）
- (ロ) 防犯性の向上に資する開口部の改修工事（別紙5-5の基準を満たすものに限る）
- (ハ) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修工事（別紙5-5の基準を満たすものに限る）
- (ニ) キッチンセット^{※5}の交換を伴う対面化改修工事（別紙5-5の基準を満たすものに限る）

※5 キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること）、調理台、コンロ、調理室用の換気設備のすべてが一体的に設置されているもの

⑤ 防災性向上改修

防災性の向上に資する開口部の改修工事（別紙5-6の基準を満たすものに限る）を対象とします。

⑥ バリアフリー改修

次の(イ)から(ニ)までに掲げるバリアフリー改修工事（別紙5-7の基準等を満たすものに

限る）のいずれかに該当する改修工事を対象とします。

- (イ) 手すりの設置
- (ロ) 段差解消
- (ハ) 廊下幅等の拡張
- (ニ) 衝撃緩和畳の設置

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

空気清浄機能・換気機能付きエアコン（別紙5-8の基準等を満たすものに限る）を対象とします。

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険を対象とします。

III. 補助額等

1. 住宅の新築・購入の補助額

(1) 注文住宅の新築【GX タイプ】

補助額は次表の通りとします。

住宅の性能	1戸あたりの補助額 () は1～4地域 ^{※1} の場合
GX 志向型住宅	1,100,000円 (1,250,000円)

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく「地域の区分」による。具体的な区分は別紙6「建築物省エネ法に基づく地域区分」を参照。寒冷な地域における負担を考慮して、「1～4地域」については「5～8地域」に対して、1戸あたりの補助額を高く設定している。令和6年度補正予算において創設した「子育てグリーン住宅支援事業」からの変更点であるため、留意が必要。

(2) 新築分譲住宅の購入【GX タイプ】

(1) と同様とします。

(3) 賃貸住宅の新築【GX タイプ】

(1) と同様とします。

(4) 注文住宅の新築【子育てタイプ】

補助額は次表の通りとします。

住宅の性能	1戸あたりの補助額 () は1～4地域 ^{※1} の場合	建替前住宅等の除却を行う場合 ^{※2} における補助額 () は1～4地域 ^{※1} の場合
長期優良住宅	750,000円 (800,000円)	950,000円 (1,000,000円)
ZEH 水準住宅	350,000円 (400,000円)	550,000円 (600,000円)

※2 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主（その親族を含む）が所有する住宅を除却する場合。

(5) 新築分譲住宅の購入【子育てタイプ】

(4) と同様とします。

(6) 賃貸住宅の購入【子育てタイプ】

(4) と同様とします。

2. リフォームの補助額

(1) 補助額の算定方法

補助額は、次の(2)①から⑧までに掲げる改修工事について、各改修工事の内容に応じて定めた補助額の合計とします。ただし、同一のリフォーム工事が、(2)①から⑦の複数に該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。

また、補助額の上限は、Ⅱ(7)の「リフォーム【平成4年基準^{※1}を満たさないタイプ】」及び「リフォーム【平成11年基準^{※1}を満たさないタイプ】」に応じて、それぞれ下表のとおり定めています。

なお、原則として1申請あたり①から⑦の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

リフォーム内容		上限額
対象住宅の建築年	実施するリフォーム工事の組合せ	
平成4年基準 ^{※1} を満たさないもの	「平成28年基準 ^{※2} 」相當に引き上げるリフォーム	1戸あたり 1,000,000円
平成11年基準 ^{※1} を満たさないもの		1戸あたり 800,000円
平成4年基準 ^{※1} を満たさないもの	「平成11年基準 ^{※1} 」相當に引き上げるリフォーム	1戸あたり 500,000円
平成11年基準 ^{※1} を満たさないもの		1戸あたり 400,000円

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、それぞれ平成4年・平成11年に制定された基準。一般的に「平成4年基準」を「新省エネルギー基準」と、「平成11年基準」を「次世代省エネルギー基準」と呼ぶ。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ基準。

(2) 対象工事内容ごとの補助額

① 開口部の断熱改修

開口部の断熱性能、面積の区分及び改修方法に応じて別に定める補助額に、施工箇所数を乗じた額を合計した額

② 軸体の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の断熱性能及び部位に応じて別に定める補助額に、断熱材の使用量を乗じて算出した額を合計した額

③ エコ住宅設備の設置

改修後に設置するエコ住宅設備の工事の種類に応じて別に定める補助額に、設置したエコ住宅設備の施工箇所数を乗じて算出した額を合計した額

④ 子育て対応改修

改修後の子育て対応改修に係る工事の種類に応じて別に定める補助額に、設置した当該住宅設備等の施工箇所数を乗じて算出した額を合計した額

⑤ 防災性向上改修

改修後の開口部の面積及び改修方法に応じて別に定める補助額に、施工箇所数を乗じて算出した額を合計した額

⑥ バリアフリー改修

改修後のバリアフリー改修に係る工事の種類及び工事に応じて別に定める補助額を合計した額

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

空気清浄機能・換気機能付きエアコン（別紙5-8の基準等を満たすものに限る）を対象とします。

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

対象となるリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、1契約あたり **8,400円** を補助します。

IV. 申請方法等

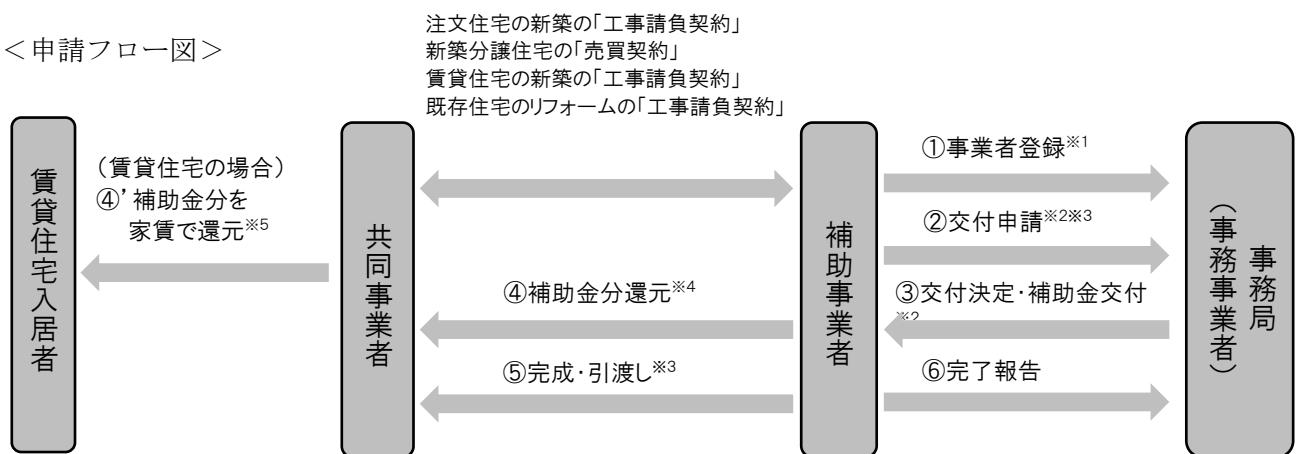
1. 事業の全体像

本事業は、「新築住宅の建築事業者若しくは販売事業者」又は「リフォーム工事の工事施工業者」(以下「補助事業者」という。)が、「新築住宅の建築主若しくは購入者」又は「リフォーム工事の発注者」(以下「共同事業者」という。)と、共同で事業を実施する場合について、補助事業者が「補助金の申請」を行い、「補助金の交付」を受けることとしています。

ただし、交付された補助金は、「注文住宅又は分譲住宅の場合」は共同事業者に、「賃貸住宅の場合」は賃貸住宅入居者に、それぞれ還元される必要があります。従って、申請にあたっては、「注文住宅又は分譲住宅の場合」は、補助事業者と共同事業者の間であらかじめ同意を行うものとし、「賃貸住宅の場合」は、共同事業者と賃貸住宅管理業者との間であらかじめ入居者に配慮した家賃の設定について検討するものとします。

なお、補助事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録後に交付申請する「建築工事」又は「リフォーム工事」を補助の対象とします。

<申請フロー図>



※1 補助事業者の事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に交付申請が可能となる。契約・着工は事業者登録の前でも可能。

※2 新築については、基礎工事の完了以降に交付申請が可能。

※3 リフォームについては、「⑤完成・引渡し」の後に「②交付申請」を行うこととするため、「⑥完了報告」は不要。

※4 「④補助金分還元」の方法は、p20 の「9. 補助金の還元」において示すとおり、補助事業者と共同事業者の間で締結する共同事業実施規約に定める方法によることとする。

※5 「④’補助金分を家賃で還元」が行われる時期は、実際には、賃貸住宅入居者の入居後。

また、「リフォーム工事」に関しては、「先進的窓リノベ 2026 事業（環境省）」又は「高効率給湯器の導入を促進する給湯省エネ 2026 事業」（経済産業省）若しくは「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業（経済産業省）との間で、ワンストップ対応を予定しています。

2. 申請者（補助事業者）

本事業の申請者は、下表に示すとおりとします。

本事業の申請者		(参考)	
申請の種別	補助事業者	共同事業者	その他の関係者
(1) 注文住宅の新築	建築事業者※1	建築主（個人）	—
(2) 新築分譲住宅の購入	販売事業者 (販売代理を含む)	購入者（個人）	建築事業者
(3) 賃貸住宅の新築	建築事業者※1	建築主（個人又は法人）	賃貸住宅管理業者
(4) 既存住宅のリフォーム	工事施工業者※1	発注者（個人又は法人）	—

※1 対象工事を複数の事業者に発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。

○共同事業実施規約について

原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、「補助事業者」と「共同事業者」との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結し、交付申請時に提出する必要があります。

・規約の主な内容

- ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ②補助金の受取方法（工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅取得者等に引渡し）。
- ③本補助金の交付申請に係る手数料に相当する額等に同意したこと。
- ④補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。
- ⑤補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等は、その責めの程度を勘案して負担するものとし、その程度の範囲と方法について予め双方で取り決めを行うこと。（本取り決めは商談の段階（工事請負契約や売買契約を締結する前の段階）から明確化しておくことが望ましい）

3. 事業者登録

(1) 事業者の登録期間

: 令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）

(2) 事業者の登録単位

: 事業者単位（1事業者（法人又は個人事業主））で行うものとし、複数登録は不可とする。

(3) 登録時に必要な情報等

事業 タイプ	新築			リフォーム	
	注文住宅	分譲住宅	賃貸住宅		
事業者 情報*	法人：法人名称、法人番号/（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名/（必要書類）事業主の印鑑証明				
事業 内容	・実施予定の補助事業の内容 (注文住宅/分譲住宅/賃貸住宅/リフォーム（複数選択可）) ・受注可能エリア（都道府県を選択）				
事業 免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可 (許可業者の場合)	建設業許可/ 住宅リフォーム 事業者団体登録 (許可業者/登録團 体の構成員の場合)	

* 登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開。

なお、令和6年度補正予算に基づく「住宅省エネ2025 キャンペーン」において事業者登録を受けている者については、所定の手続きにより事業者登録の希望の意思表示がなされた場合には、通常よりも簡易に登録が可能とする予定です。（交付申請を行うためには、事務局が定める手続きに従い、本事業への事業者登録が必要となります。）

(4) 登録時に必要な事業者による表明

登録を行う際には、登録事業者として活用を予定している補助事業の種別に応じて、下表のとおり、今後の住宅建設に係る取組みに関して、本補助事業の施策目的に合致した方針を取り入れて進める旨を表明していただく必要があります。

補助事業の種別	住宅建設に係る取組みへの表明		
	①GXへの協力表明	②扱い手確保に向けた取組推進の表明	
新築	GX志向型住宅	必須	必須
	長期優良住宅	—	必須
	ZEH水準住宅	—	必須
リフォーム	—	—	—

① GXへの協力表明（別紙7）

本事業のうち、「GX志向型住宅」に関しては、2050年カーボンニュートラルに向けた取組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取組みである「グリーントランスフォーメーション（GX）」の一環として位置づけられています。従って、本事業の補助金において、「GX志向型住宅」に申請するためには、当該住宅の建築事業者による「GXへの協力表明」を求ることとします。

「GXへの協力表明」は、原則として、工事請負契約を締結し、「GX志向型住宅」を建築する者が行います。ただし、「新築分譲住宅の購入」であって、販売する事業者と建築工事を行う事業者が異なる場合は、「補助事業者でない建築事業者」が表明を行う必要があります。

す（販売のみを行う事業者に対して表明を求めるものではありません。）。

なお、「GXへの協力表明」の内容については、「子育てグリーン住宅支援事業」において求めていた内容を基本とし、更なるGXの取組みの強化に向けて、以下の項目を追加することとします。

- GXの取組み強化に向けた方針（断熱等級7などの導入）【一定規模以上の事業者が対象】

※企業の規模等の詳細は後日公表する予定です

- 「GX率先実行宣言」を行うことの表明【一定規模以上の事業者が対象】

※企業の規模や求める宣言のグレード等の詳細は後日公表する予定です。

- 住宅市場における調達環境が整った段階にあっては、積極的に次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の採用を検討する旨の表明【すべての事業者が対象】

② 担い手確保に向けた取組推進の表明（別紙8）

※具体的な内容は後日公表します。

大工技能者等の急速な減少・高齢化が進む中で、省エネ住宅も含め、住宅を今後も安定的に供給していくためには、住宅分野における建設技能者（担い手）の持続的な確保が必要不可欠となっています。このため、本事業の補助金において、「新築（GX志向型住宅・長期優良住宅・ZEH水準住宅）」に申請するためには、当該住宅の建築事業者による「担い手確保に向けた取組推進の表明」を求めることとします。

「担い手確保に向けた取組推進の表明」は、原則として、工事請負契約を締結し、住宅を建築する者が行います。ただし、「新築分譲住宅の購入」であって、販売する事業者と建築工事を行う事業者が異なる場合は、「補助事業者でない建築事業者」が表明を行う必要があります（販売のみを行う事業者に対して表明を求めるものではありません。）。

※ 住宅分野における建設技能者の持続的確保懇談会とりまとめ（令和7年10月）をご参考ください。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk4_000293.html>

4. 交付申請時期

交付申請の時期は、各事業タイプにより異なります。

事業タイプ	申請時期
(1) 注文住宅の新築	基礎工事の完了以降
(2) 新築分譲住宅の購入	
(3) 賃貸住宅の新築	
(4) リフォーム工事	すべての工事の完了後

なお、(1)～(3)については、「8. 完了報告」の期限までに住宅の引渡し、入居の完了（賃貸住宅を除く。）についての報告が必要です。

5. 交付申請等の期間

(1) 交付申請期間

申請の区分			交付申請期間	
			始期	終期
新築	GX 志向型住宅	注文住宅	令和8年3月下旬 (予定)	予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
	長期優良住宅	注文住宅		令和8年9月30日まで
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
	ZEH 水準住宅	注文住宅		予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
リフォーム				

※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。

※ 交付申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。

(2) 予約受付期間【任意】

以下の期間は、工事着手後に補助金の交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。

申請の区分			予約受付期間	
			始期	終期
新築	GX 志向型住宅	注文住宅	令和8年3月下旬 (予定)	予算上限に達するまで（遅くとも令和8年11月30日まで）
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
	長期優良住宅	注文住宅		令和8年8月31日まで
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
	ZEH 水準住宅	注文住宅		予算上限に達するまで（遅くとも令和8年11月30日まで）
		分譲住宅		
		賃貸住宅		
リフォーム				

※ 予約提出後3ヶ月以内（リフォーム一括申請については9ヶ月以内）または令和8年12月31日のいずれか早い日までに交付申請の提出が無かった場合、その予約は取り消されます。

※ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

【参考】ZEH 水準住宅（注文住宅）の交付申請・予約受付の終期の前倒し

ZEH 水準住宅のうち「注文住宅」については、注文住宅においてZEH水準を満たすものが普及し、標準的な仕様となりつつあり、適合率も向上していることから、令和8年9月末までの申請をもって本事業による誘導策としての支援を前倒しして終了することとしています。なお、分譲住宅、賃貸住宅については予算上限に達するまで（遅くとも12月末まで）の申請について対象とすることとします。

6. 条件付き交付申請の上限（分譲住宅に限る）【任意】

分譲住宅を、所定の期限までに販売（契約）し、購入者が入居することを条件に、販売事業者が単独で交付申請を行うことが可能です。これを「条件付き交付申請」と言います。「条件付き交付申請」の上限戸数は、「販売事業者」と「交付申請の対象となる共同住宅」のそれぞれに設定されます。

① 販売事業者に設定される上限戸数（事業者上限戸数）

各販売事業者の過去事業における交付決定実績に基づき、販売事業者ごとに「条件付き交付申請」の上限戸数を定めます。これを「事業者上限戸数」と言います。

事業者上限戸数は、特定の販売事業者において、過去事業における申請件数に見合わない過大な戸数による「条件付交付申請」が行われ、本事業の期末時点で、当該販売事業者の都合によるキャンセルが相次いだ場合、他の販売事業者の申請機会を制約することにつながることから設定するものです。

「事業者申請戸数」は、原則として、「子育てグリーン住宅支援事業」において採用した方法を踏襲し、過去の4事業（こどもみらい住宅支援事業、こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業、子育てグリーン住宅支援事業）における分譲住宅の交付決定数に応じた戸数を、事業者ごとに割り当てることとします。

② 交付申請の対象となる共同住宅に設定される上限戸数（共同住宅上限戸数）

個々の共同住宅ごとに、「条件付き交付申請」の上限戸数を定めます。これを「共同住宅上限戸数」と言います。

共同住宅上限戸数は、特定の販売事業者において、子育て世帯等による購入見込みに見合わない過大な戸数による「条件付交付申請」が行われ、本事業の期末時点で、実際の住宅の購入者として子育て世帯等の方が申請戸数よりも過小となった場合、他の販売事業者の申請機会を制約することにつながることから設定するものです。

「共同住宅上限戸数」は、条件付き交付申請の対象とする共同住宅において、販売事業者が販売する戸数に0.7を乗じた数（小数点以下切捨て）とします。

7. GX 志向型住宅に関する交付申請件数の上限（各事業者ごとの上限）

本事業のうち、「GX 志向型住宅」に関しては、2050 年カーボンニュートラルに向けた取組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取組みである「グリーントランシフォーメーション (GX)」の一環として位置づけられています。この際、できるだけ多くの住宅事業者が本事業に参加し、「GX 志向型住宅」の建設に携わる機会を確保することで、住宅分野における GX の取組みの加速化が期待できます。

このため、「みらいエコ住宅 2026 事業」においては、「GX 志向型住宅」の「戸建住宅」について各登録事業者による当該住宅の交付申請件数の上限を定めることとします。具体的には、下表のとおり、一の事業者につき、月ごとに、以下に示す戸数を交付申請の上限戸数とします。

GX 志向型住宅の区分	毎月の申請件数の上限戸数
下記以外の戸建住宅	300 戸 ^{※1}
断熱等級 7 を満たすなどの要件 ^{※2} に該当する戸建住宅	300 戸 ^{※1}

※1 「みらいエコ住宅 2026 事業」については、令和 7 年 11 月 28 日以降に基礎工事に着手した住宅を補助対象とすることから、交付申請の受付開始時期（令和 8 年 3 月下旬を予定）までの間に、一定の対象住宅戸数が蓄積されることが想定されるため、「交付申請の受付を開始する月」については、別途、上限を設定する予定です。事務事業者の決定後に、具体的な上限値を改めて公表します。

※2 断熱等級 7 以外の要件については、後日公表します。

8. 完了報告

I.1. (1)から(6)までに該当する新築住宅は、以下の期限までに住宅の引渡しと入居（賃貸住宅を除く）を行い、完了報告を提出する必要があります。

戸建住宅 : 令和9年7月31日（予定）

共同住宅等で階数が10以下 : 令和10年4月30日（予定）

共同住宅等で階数が11以上 : 令和11年2月28日（予定）

※ 期限までに完了報告の提出ができない場合、補助金の交付は取り消され、交付済の補助金について返還が必要です。なお、返還に際しては加算金が上乗せされることがあります。

9. 補助金の還元

補助金交付を受けた補助事業者は補助金を住宅取得者等に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた方法で行う必要があります。

V. 提出書類

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。
必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、交付申請の手引き等を必ずご確認ください。
※交付規程、交付申請の手引きは後日公表いたします。

1. 事業者登録

「事業者登録」に当たっては、次のA、B及びCは提出を必須とし、次のD及びEはそれぞれの区分に応じて該当する書類の提出を求ることとします。

【必須提出】

- A. 事業者登録申請書（指定の様式）※印鑑証明書に登録された実印での押印が必要です。
- B. 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

【場合に応じて提出】

<法人の場合>

- C. 商業法人登記の写し（発行から3ヶ月以内で、現在事項が確認できるもの）

<「GX 志向型住宅」の建築を行う場合>

- D. 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（みらいエコ住宅2026事業）における「GX 志向型住宅」の新築に係る事業への参加に当たっての表明書（別紙7）

<「GX 志向型住宅」、「長期優良住宅」又は「ZEH 水準住宅」の新築を行う場合>

- E. 担い手確保に向けた取組みの実施表明書（別紙8）

2. 交付申請及び完了報告

「交付申請」及び「完了報告」に当たっては、対象となる住宅や工事の種別に応じて、提出書類が異なります。以下、住宅や工事の種別に応じた(1)から(7)までの区分ごとに、主な提出書類を以下に示します※。

※審査にあたり、必要に応じて別途追加の書類提出を求める場合があります。

表1 各事業タイプの交付申請で必要となる書類

区分（略称）	交付申請															
	必須書類														追加書類	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	Y	Z	
(1)注文新築【GX】	○	○	○	○	○	○		○								
(2)分譲新築【GX】	○		○	○	○	○		○	○							
(3)賃貸新築【GX】	○	○	○	○		○		○		○						
(4)注文新築【子】	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	
(5)分譲新築【子】	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	
(6)賃貸新築【子】	○	○	○	○	○			○		○	○			○	○	
(7)リフォーム	○	○				○※1							○	○		

<交付申請に必要な書類一覧>

- A. 本補助金の利用について共同事業者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）★
- B. 工事請負契約書の写し★
- C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★
- D. 建築確認申請書★
- E. 基礎工事完了確認書※2
- F. 共同事業者の本人確認書類★
- G. 家族構成を確認する書類（住民票（世帯票）の写し等）★
- H. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※2の写し★※4
- I. 不動産売買契約書の写し★
- J. 建築工事届
- K. 子育て配慮措置の証明書の写し★※5
- L. 対象工事内容に応じた性能を証明する書類等※5
 - ・性能証明書、納品書等
 - ・工事前写真★※6
 - ・工事中、工事後写真※6
- M. 工事着手したことがわかる写真★（予約申請時のみ）
- Y. 従前建物の不動産登記における建物の登記事項証明書の写し
- Z. 解体工事と建築工事の発注者が同じであることを確認できる資料（解体工事と建築工事の発注者が同じであることを証明する場合）

★ 予約申請に必須とされるもの。

※1 個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、法人：商業法人登記の写し等

※2 別紙9「基礎工事完了確認書」参照。

※3 別紙2「対象工事内容等に応じた性能を証明する書類等」参照。

※4 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」が必要。

※5 別紙10「賃貸住宅における子育て世帯等に配慮した技術基準」参照。

※6 取り忘れ等により工事前（工事中）写真が提出できない場合、原則、補助対象になりません。

表2 各事業タイプの完了報告で必要となる書類

区分（略称）	完了報告			
	必須書類			追加書類
	a	b	c	z
(1)注文新築【GX】	○	○		
(2)分譲新築【GX】	○	○		
(3)賃貸新築【GX】	○		○	
(4)注文新築【子】	○	○		○
(5)分譲新築【子】	○	○		○
(6)賃貸新築【子】	○		○ ^{※1}	○

<完了報告に必要な書類一覧>

- a . 建築基準法に基づく「検査済証」の写し
- b . (補助対象住宅への入居が確認できる) 共同事業者の住民票の写し
- c . 最初の募集期間における入居者募集の内容が確認できる書類
- z . 従前建物の不動産登記における滅失の登記完了証(交付申請時に提出済の場合は提出不要)

※1 「子育てタイプ」の場合は、対象を子育て世帯等に限った募集を少なくとも3ヶ月実施したことや、子育て世帯等に配慮した家賃を提示していたことを確かめます。

(1) 注文住宅の新築【GX タイプ】

① 交付申請

注文住宅の新築【GX タイプ】で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(2) 新築分譲住宅の購入【GX タイプ】

① 交付申請

新築分譲住宅の購入【GX タイプ】で交付申請を行う際に提出が必要な書類は表1に該当するすべての書類です。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(3) 賃貸住宅の新築【GX タイプ】

① 交付申請

賃貸住宅の新築【GX タイプ】で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(4) 注文住宅の新築【子育てタイプ】

① 交付申請

注文住宅の新築で交付申請^{※1}を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。なお、III. (4)に掲げる建替前住宅等の除却を行う場合については、表1の【追加書類】に該当する書類の提出もあわせて必要となります。

※1 「ZEH水準住宅」において令和8年9月末までの交付申請受付とする予定。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(5) 新築分譲住宅の購入【子育てタイプ】

① 交付申請

新築分譲住宅の購入で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。なお、III1.(4)に掲げる建替前住宅等の除却を行う場合については、表1の【追加書類】に該当する書類の提出もあわせて必要となります。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(6) 賃貸住宅の新築【子育てタイプ】

① 交付申請

賃貸住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。なお、III1.(4)に掲げる建替前住宅等の除却を行う場合については、表1の【追加書類】に該当するすべての書類の提出もあわせて必要となります。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、表2に該当するすべての書類です。

(7) リフォーム

① 交付申請

リフォームで、交付申請を行う際に提出が必要な書類は、表1の【必須書類】に該当するすべての書類です。

3. 提出先

書類の提出を含めた申請手続きは、事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。詳細については、事務局によって作成される本事業のホームページにおいて、事務局より公表される資料をご確認ください。

VI. 問い合わせ先

「みらいエコ住宅 2026 事業」	お問合せ窓口
電話番号	03-6632-1627
受付時間	9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。12月30日~1月4日を除く)

※上記のお問い合わせ先は、住宅省エネ2026キャンペーンの開始後に統合される予定です。
(統合後、上記の電話番号はつながらなくなります)

VII. 今後の予定

- ・事業者登録 : 令和8年3月上旬~遅くとも令和8年12月31日 (予定)
- ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時
- ・対象建材・設備の公募* : 令和8年2月中下旬~遅くとも令和8年11月30日 (予定)
- ・交付申請期間・予約受付期間 : IV. 5 「交付申請等の期間」を参照

* 審査を終えたものから順次公開されます。

別紙1：他の補助金との併用について

本事業と他の補助制度を、同じ補助対象に併用することはできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。他の補助制度との併用に関し、具体的には、新築、リフォームについて、それぞれ以下のとおりとします。

①注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする他の補助制度との併用はできません。

代表的な補助制度との併用の取扱については次のとおりです。

補助制度	併用可否
被災者生活再建支援制度	○
外構部の木質化対策支援事業	○
子育てグリーン住宅支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	×

②リフォームについて

原則として、本事業と補助対象が重複する住宅（外構含む。）のリフォーム工事に係る他の補助制度との併用はできません。例外として、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については併用できます。

また、本事業とワンストップでの対応を検討している断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）又は高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）若しくは既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱については次のとおりです。

補助制度	併用可否
子育てグリーン住宅支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
外構部の木質化対策支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△（請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可）
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
次世代省エネ建材支援事業	△（請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可）
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
住宅・建築物省エネ等改修推進事業（交付金）	△（請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可）
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）、高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）、既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	△（補助対象が重複しない場合は併用可）

別紙2：対象工事内容等に応じた性能を証明する書類等

対象工事内容		証明書類	工事写真※3
開口部の断熱改修		性能証明書★	工事写真（工事前後）
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	吹込み・吹付けの場合	施工証明書★	工事写真（工事中）
	上記以外の場合	納品証明書★	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システムの設置	性能証明書★	工事写真（工事前後）
	節水型トイレの設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	高断熱浴槽の設置	性能証明書★	工事写真（工事前後）
	高効率給湯器の設置	納品書※1等※2の写し	工事写真（工事前後）
	節湯水栓の設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	蓄電池の設置	出荷証明書または保証書※1の写し	工事写真（工事前後）
	エアコン	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	換気設備	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
子育て対応改修	ビルトイン食器洗機の設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	掃除しやすいレンジフードの設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	ビルトイン自動調理対応コンロの設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	浴室乾燥機の設置	納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
	宅配ボックスの設置	性能証明書★	工事写真（工事前後）
	防犯性の向上に資する開口部の改修	性能証明書★	工事写真（工事前後）
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	性能証明書★	工事写真（工事前後）
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	図面（工事後）	工事写真（工事前後）
防災性の向上に資する開口部の改修		性能証明書★	工事写真（工事前後）
バリアフリー改修	手すりの設置、段差解消廊下幅等の拡張	工事写真（工事前後）	
	衝撃緩和畳の設置	性能証明書★	工事写真（工事前後）
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		納品書※1の写し	工事写真（工事前後）
リフォーム瑕疵保険等への加入		保険証券の写し 又は 付保証明書の写し	

★ 本事業実施のために新たに定められたものです。

※1 納品書は、納入者や納入先、対象製品型番等が記載されたもので、対象製品の納入者（メーカー、流通事業者、販売会社、販売店など）が発行する書類です。

※2 給湯器の種類により、保証書、銘板の場合があります。

※3 摂り忘れ等により工事前写真が提出できない場合、原則、補助対象になりません。

別紙3：子育て配慮措置の証明書（賃貸住宅【子育てタイプ】のみ）

分類	確認書類	発行機関等
長期優良住宅 ZEH 水準住宅	子育て配慮措置が実施されていることを確認するための平面図等 ^{*1}	___ ^{*2}

*1 具体の図面等の種別については、別紙10の内容をご確認ください。

*2 設計図書に当たりますので、第三者による発行ではなく、補助事業者自らが準備することになります。

別紙4：第三者機関による証明書等（新築）

分類	確認書類	発行機関等※1
GX 志向型 住宅	BELS 評価書（「GX 志向型住宅」の要件を満たすもの）	BELS 登録機関
	設計住宅性能評価書（断熱等性能等級6かつ一次エネルギー消費量等級8を満たすもの）	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書（断熱等性能等級6かつ一次エネルギー消費量等級8を満たすもの）	登録住宅性能評価機関
長期優良 住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書※2	所管行政庁
ZEH 水準 住宅	低炭素建築物新築等計画認定通知書※2	所管行政庁
	性能向上計画認定通知書※2	所管行政庁
	BELS 評価書（総合判定の誘導基準が「達成」となっているもの）	BELS 登録機関
	設計住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）	登録住宅性能評価機関
	住宅省エネルギー性能証明書	登録住宅性能評価機関ほか
	フラット35S適合証明書※3 及び竣工現場検査申請書※4・適合証明申請書（すべての面）又はフラット35S設計検査に関する通知書※5 及び設計検査申請書（すべての面）※6	適合証明機関

※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※2 認定期間優良住宅、認定期間低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の認定通知書は、認定申請が令和4年10月1日以降のものに限る。

※3 「フラット35Sの基準の適用」欄、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること又は「フラット35Sの基準の適用」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※4 「フラット35S適用基準」欄、「金利Aプラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること又は「フラット35S適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※5 連絡事項の「フラット35S(金利Aプラン)」「省エネルギー性能を利用する場合の条件」の欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックが無いこと、かつ「フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件」の欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります。」にチェックが無いこと。

※6 「フラット35S適用基準」欄、「金利Aプラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること、又は「フラット35S適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※7 「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事が全て完了した後に作成が可能になる書類であるため、対象の工事が完了していない場合、本補助金の申請には利用できません。

別紙5：補助対象となるリフォーム（必須工事）の組合せ

※ 別紙5の以下に記載する組合せ内容は、現時点での検討案です。その他の組合せの追加については、後日公表いたします。

- 「平成4年基準を満たさない住宅」における、「平成11年基準」を確保するためのリフォームの組合せ

開口部 ^{※1}	躯体 ^{※2}			住宅設備 ^{※3}		
	屋根・天井	床	外壁	給湯器	エアコン	換気設備
① P 以上						
② S 以上		C 以上 ^{※4}				
③ A 以上	C 以上	C 以上				

※1 別紙5-1に規定する「開口部の性能区分」

※2 別紙5-2に規定する「断熱材の区分」

※3 別紙5-4に規定する基準を満たす該当設備、又は経済産業省の実施する「給湯省エネ2026事業」又は「賃貸集合給湯省エネ2026事業」の利用

※4 開口部の改修を行った室の外皮が屋根・天井となる場合は屋根・天井の断熱改修として読み替える

- 「平成4年基準を満たさない住宅」における、「平成28年基準」を確保するためのリフォームの組合せ

開口部 ^{※1}	躯体 ^{※2}			住宅設備 ^{※3}		
	屋根・天井	床	外壁	給湯器	エアコン	換気設備
① P 以上				設置	設置	設置
② S 以上		C 以上 ^{※4}		設置	設置	設置
③ A 以上	C 以上	C 以上		設置	設置	設置

※1 別紙5-1に規定する「開口部の性能区分」

※2 別紙5-2に規定する「断熱材の区分」

※3 別紙5-4に規定する基準を満たす該当設備、又は経済産業省の実施する「給湯省エネ2026事業」又は「賃貸集合給湯省エネ2026事業」の利用

※4 開口部の改修を行った室の外皮が屋根・天井となる場合は屋根・天井の断熱改修として読み替える

- 「平成 11 年基準を満たさない住宅」における、「平成 11 年基準」を確保するためのリフォームの組合せ

開口部※1	躯体※2			住宅設備※3		
	屋根・天井	床	外壁	給湯器	エアコン	換気設備
① S 以上						

※1 別紙 5-1 に規定する「開口部の性能区分」

※2 別紙 5-2 に規定する「断熱材の区分」

※3 別紙 5-4 に規定する基準を満たす該当設備、又は経済産業省の実施する「給湯省エネ 2026 事業」又は「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」の利用

- 「平成 11 年基準を満たさない住宅」における、「平成 28 年基準」を確保するためのリフォームの組合せ

開口部※1	躯体※2			住宅設備※3		
	屋根・天井	床	外壁	給湯器	エアコン	換気設備
① S 以上				設置	設置	

※1 別紙 5-1 に規定する「開口部の性能区分」

※2 別紙 5-2 に規定する「断熱材の区分」

※3 別紙 5-4 に規定する基準を満たす該当設備、又は経済産業省の実施する「給湯省エネ 2026 事業」又は「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」の利用

別紙5-1：開口部の断熱改修の基準

開口部の性能区分	熱貫流率[W/m ² ・K]	日射熱取得率[W/m ² ・K]
P	1.1 以下	—
S	1.5 以下	—
A	1.9 以下	—
B	2.3 以下	—
C	2.9 以下	—
D	3.5 以下	—
E	4.7 以下	—
Y	—	0.52 以下
Z	—	0.65 以下

別紙5-2：断熱材の区分

断熱材の区分 ^{*1}	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類の例
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード） DIB, DIBP
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品） GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2547
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品） GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材（LA、LB、LC） RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（4号） EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材（1種1号、2号） PE1.1, PE1.2
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品） GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG20-35, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-36 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット） IM ・吹込み用グラスウール断熱材（屋根・床・壁用） LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036, LFGW3238 ・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材（屋根・床・壁用） LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（2号、3号） EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（1種） XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（2種） PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材（2種1号、3種1号） PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保溫板（3種1号） PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種3） NF3
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材（通常品） GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（1号） EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（2種） XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材（3種） PE3 ・フェノールフォーム断熱材（2種2号） PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種） PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1、2） NF1, NF2
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材（2種3号） PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材（1種、2種、3種） PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1H、2H） NF1H, NF2H
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材（1種1号、2号、3号） PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B ・フェノールフォーム保溫板1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材（2種） PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901:2018 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稻わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b^{※2})、KT-N(1種 b^{※2})については、断熱材区分 A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b^{※2})、KT-N(3種 b^{※2})については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

別紙 5-3 : 断熱材の一定の使用量

■断熱材の1戸当たりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材の区分 ^{※1}	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	屋根・天井	床	外壁
A-1、A-2 B、C、D、 E、F		(詳細は後日公表予定)	

■断熱材の1戸当たりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材の区分 ^{※1}	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	屋根・天井	床	外壁
A-1、A-2 B、C、D、 E、F		(詳細は後日公表予定)	

※1 断熱材の区分については、別紙 5-2 を参照。

別紙5-4：エコ住宅設備の基準

対象設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水II形大便器」若しくは「洗浄弁式節水II型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水II型大便器」又はJIS A5207:2019又はJISA5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌※1する機能を備えていること。
高断熱浴槽		JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
節湯水栓		JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
蓄電池		定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
エアコン		(詳細は後日公表予定)
換気設備		(詳細は後日公表予定)

※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

別紙5-5：子育て対応改修対象工事内容

(イ) 家事負担軽減設備の基準

対象設備	基準
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
掃除しやすいレンジフード	<p>次の(1)～(3)のすべてを満たすものであること。</p> <p>(1) 電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。</p> <p>(2) レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。</p> <p>(3) 次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて^{※1}が①又は②の仕様構造になっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 整流板 b) グリスフィルター c) ファン d) 油受け皿 <p>① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。</p> <p>② レンジフードの清掃の際、水（ぬるま湯）や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油（性）処理」^{※2}、「親水（性）処理」^{※3}又は「ホーロー（琺瑯）処理」^{※4}のいずれかの表面処理を施したもの。</p>
ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103:2019に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1) こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2) こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「電気温風機」、「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転（換気扇との連動も可）と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの（浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。）であること。
宅配ボックス	<p>次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。</p> <p>(1) 保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。</p> <p>(2) 保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。</p> <p>(3) 使用時の安全性及び保安性が確保されていること。</p> <p>(4) 表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。</p>

※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。

※2 はつ油（性）処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。

※3 親水（性）処理とは、水となじむ（親和する）ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。

※4 ホーロー（琺瑯）処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込みず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

(ロ) 防犯性の向上に資する窓・ドア等の基準

対象設備	基準
窓 ドア	「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品（CPマークを取得したもの）であること。

(ハ) 生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準

対象設備	基準
窓 ドア	既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A 4706:2015（サッシ）に規定する遮音性能がT1以上であるものに交換すること又は品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級（外壁開口部）の等級2以上であるものに交換すること。

(ニ) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事内容※1

	改修前	改修後
設備	以下①～④のすべてを有する ①キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること） ②調理台 ③コンロ（IHクッキングヒーター含む） ④調理室用の換気設備	
レイアウト	右に該当しないもの	①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、リビングまたはダイニングの過半を見渡すことができる

※1 キッチンセットの移設は対象としない

別紙5-6：防災性向上改修

対象設備	基準
窓	「JIS R 3109:2018 建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法」に基づき実施する試験により、屋根瓦の破片相当以上の飛来物の衝突に対して安全性を有することが確認された合わせガラス又は合わせ複層ガラスであること。

別紙5-7：バリアフリー改修対象工事内容

対象工事	概要	詳細※2
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事※1	転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として手すりを取り付けるものをいい、手すりの取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）※1	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事※1	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上）であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない單なるドアの取り替えは含まれない。

※1 平成19年 国土交通省告示第407号より抜粋

※2 平成25年10月1日 国住政第83号、国住生402号、国住指第2293号より抜粋

対象設備	基準
衝撃緩和畳	畳床がJIS A5917:2018に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

別紙5-8：空気清浄機能・換気機能付きエアコンの基準

対象設備	基準
空気清浄機能・換気機能 付きエアコン	<p>次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機構を有するエアコン</p> <ul style="list-style-type: none">一 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等二 国等の認可等を受けた試験機関等三 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

別紙6：建築物省エネ法に基づく地域区分

地域の区分	都道府県	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帶広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町に限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市(旧碇ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市(旧檜川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町(旧開田村に限る。)
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、旧平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(旧西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、八幡平市、滝沢市、零石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塙原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

3(つづき)	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、壳木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、饭綱町
	岐阜県	飛騨市、郡山市(旧高龜村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島市	廿日市市(旧吉和村に限る。)
4	青森県	鰯ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。)、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町
	栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、河智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
	岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市(旧稻武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村
	兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町

4(つづき)	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、栗島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町
	三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	和歌山县	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町

5(つづき)	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町、旧川上村に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。) 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市(旧新治村を除く。)、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉渕村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市(旧稻武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、龜山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市

6(つづき)	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。）、新温泉町（旧浜坂町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。）、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
	山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町
	高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧挾間町、旧庄内町に限る。）、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、美郷町、高千穂町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、湧水町
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市

7(つづき)	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別紙7：GXへの協力表明書

※ 別紙7の内容については、後日公表いたします。

別紙8：担い手確保に向けた取組みの実施表明書

※ 別紙8の内容については、後日公表いたします。

別紙9：基礎工事完了確認書

以下の住宅は、みらいエコ住宅2026事業の交付申請に係る要件の内、基礎の工事が完了したことを確認しました。

証明する建築士の情報

作成日	令和 年 月 日				
建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県 ^{※1}		登録 番号	
フリガナ					
氏名		連絡先 ^{※2}			

※1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません

※2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅と交付申請に係る要件の情報

対象となる住宅の 所在地 ^{※1}	〒	建物名 (共同住宅の場合)		階数 ^{※2}	
基礎工事の完了日	令和 年 月 日 ※「作成日」以前であること				
住宅の立地 ^{※3}	<p><u>該当する以下の項目すべてにチェックを入れてください。</u> (必ず自治体に確認を行ってください)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 「土砂災害特別警戒区域^{※4}」に立地する住宅ではない <input type="checkbox"/> ② 「急傾斜地崩壊危険区域^{※5}」に立地する住宅ではない <input type="checkbox"/> ③ 「地すべり防止区域^{※6}」に立地する住宅ではない <input type="checkbox"/> ④ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定^{※7}により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅ではない <input type="checkbox"/> ⑤ 「市街化調整区域」に立地する住宅のうち、「土砂災害警戒区域^{※8}」又は「洪水浸水想定区域^{※9}」若しくは「高潮浸水想定区域^{※10}」(浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に立地する住宅ではない <input type="checkbox"/> ⑥ 「市街化調整区域以外の区域」かつ「災害危険区域^{※11}」に立地する住宅のうち、「土砂災害警戒区域^{※8}」又は「洪水浸水想定区域^{※9}」若しくは「高潮浸水想定区域^{※10}」(浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に立地する住宅ではない</p>				

※1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

※2 建築物の地下を含めた階数

※3 原則、①～⑥の全てに該当する住宅が補助対象。

※4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）区域を含む）

※5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づくもの

※6 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づくもの

※7 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（3戸以上または1戸若しくは2戸で規模が1,000m²以上）の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表されることとされています。

※8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に基づくもの

※9 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づくもの

※10 水防法第14条の3第1項に基づくもの

※11 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づくもの

申告した書類等に虚偽が含まれていた場合、当該証明を行った建築士は建築士法等に基づき、免許の取消しなどの処分や罰則の適用の対象となる場合がありますのでご注意ください。

別紙10：賃貸住宅における子育て世帯等に配慮した技術基準

区画	分類	視点	技術基準	基準への適合を確認する図面等の資料							
				平面図	立面図	平面詳細図	展開図	矩計図	建具図面	製品図面	カタログ等
玄関	ドア	不審者の侵入防止	防犯建物部品(CPマーク取得)である玄関ドアの設置（設置できない場合は、以下のいずれかの代替措置でも可）	-	-	○	-	-	○	-	-
			i) 補助錠の設置（二重ロック）	-	-	○	-	-	○ ^{※1}	-	-
			ii) デッドボルトが外部から見えない構造(ガードプレートの設置でも可)	-	-	○	-	-	○ ^{※1}	-	-
トイレ	手すり	住宅内の事故防止	便座への立ち座りを補助する手すりの設置	-	-	○	○	-	-	-	-
	床	住宅内の事故防止	出入口が段差のない（設計寸法3mm以下 ^{※2} を含む）構造	-	-	○	○	○	-	-	-
脱衣室・洗面室	床	住宅内の事故防止	出入口が段差のない（設計寸法3mm以下 ^{※2} を含む）構造	-	-	○	○	○	-	-	-
浴室	床	住宅内の事故防止	出入口の段差が20mm以下、または浴室外の床の高低差120mm以下かつまたぎ高さ180mm以下	-	-	○	○	○	-	○	-
	手すり	住宅内の事故防止	浴槽の出入りを補助する手すりの設置	-	-	○	○	-	-	○	-
キッチン	設備	子どもの様子の見守り	シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時にリビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上ある対面キッチンの設置（吊り戸棚等を設置する場合、棚の底面から450mm以上の開口が必要）	-	-	○	○	-	-	-	-
			災害への備え	-	-	○	○	-	-	-	○
		床	住宅内の事故防止	出入口が段差のない（設計寸法3mm以下 ^{※2} を含む）構造	-	-	○	○	○	-	-
リビング・ダイニング	ドア	災害への備え	引戸またはレバーハンドルを設置した開き戸	-	-	○	-	-	○	-	△
居室(寝室、子供部屋)	ドア	災害への備え	引戸またはレバーハンドルを設置した開き戸	-	-	○	-	-	○	-	△
接地階 または バルコニーに接する 窓	窓	不審者の侵入防止	以下のいずれかの設置・利用により防犯措置を講じる								
			i) 防犯建物部品(CPマーク取得)	○	-	-	-	-	○	-	-
			ii) 防犯フィルム								
			iii) 鍵付きクレセント錠								
			iv) 面格子								
			v) シャッター・雨戸								
			vi) ホームセキュリティシステム（当該窓からの侵入を検知し警報を発するものや警備会社への通報を行うもの）	○	-	-	-	-	-	-	○

2階以上の窓 転落のおそれのない箇所を除く	手すり	住宅内の事故防止	以下 i) ~ ii) をすべて満たすこと								
			i) 窓台や足がかりとなるおそれのある部分(窓台等)が生じる場合、窓台等の高さごとに定める高さに達するように手すりを設置	<input checked="" type="radio"/>	-	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
バルコニー	手すり	住宅内の事故防止	窓台等の高さ	手すりの高さ							
			650mm以上 800mm未満	床面から 800mm以上 (3階以上は1,100mm以上)							
			300mm以上 650mm未満	窓台等から 800mm以上							
			300mm未満	床面から 1,100mm以上							
			ii) 床面又は 650mm未満の窓台等から 800mm以下の高さにある手すりの場合、手すり子の部分の相互の間隔が 110mm以下	<input checked="" type="radio"/>	-	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
以下 i) ~ iv) をすべて満たすこと											
バルコニー	手すり	住宅内の事故防止	i) 足がかりがない形状	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
			ii) 腰壁や足がかりとなるおそれのある部分(腰壁等)が生じる場合、腰壁等の高さごとに定める高さに達するように手すりを設置	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
			腰壁等の高さ	手すりの高さ							
			650mm以上 1,100mm未満	床面から 1,100mm以上							
			300mm以上 650mm未満	腰壁等から 800mm以上							
			300mm未満	床面から 1,100mm以上							
共用廊下に面する窓	窓	不審者の侵入防止	iii) 床面又は 650mm未満の腰壁等から 800mm以下の高さにある手すりの場合、手すり子の部分の相互の間隔が 110mm以下	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
			iv) 手すりの最下部と床面の間が 90mm以下	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	-	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-
			以下のいずれかの設置・利用により防犯措置を講じる								
			i) 防犯建物部品 (CPマーク取得)								
			ii) 防犯フィルム								
エントランス	設備	不審者の侵入防止	iii) 鍵付きクレセント錠	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-	-	<input checked="" type="radio"/>	-	-
			iv) 面格子								
			v) シャッター・雨戸								
			vi) ホームセキュリティシステム (当該窓からの侵入を検知し警報を発するものや警備会社への通報を行うもの)	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-	-	-	-	<input checked="" type="radio"/>
			防犯カメラを設置 (エントランスのない共同住宅の場合、本項目は不問です)	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-	-	-	-	<input checked="" type="radio"/>

※1 建具図面で確認できない場合、製品図面等の提出を求める場合があります。

※2 設計図書に表示された寸法を指します。